

匝瑳市社会教育委員会議次第

【日時】 平成30年4月23日（月）

午後1時30分～

【場所】 野栄福祉センター2階 娯楽室

1 開 会

2 委 嘱 書 交 付

3 あ い さ つ

4 議長及び副議長の選出について

5 議 事

(1) 平成30年度東総社会教育委員連絡協議会役員選出について

(2) その他

6 そ の 他

7 閉 会

平成30年度匝瑛市社会教育委員名簿

【任期】 平成30年4月1日～平成32年3月31日

(平成30年4月20日現在)

氏名	選出分野	役職
依 知 川 雅 一	文化会代表	
押 尾 悦 子	文化会代表	
磯 部 範 夫	体育協会代表	
石 和 田 秀 雄	シニアクラブ代表	
石 川 浩 之	市子連代表	
椎 名 和 江	学識経験者	
海 宝 由 利 子	学識経験者	
伊 藤 敏 江	学識経験者	
	市校長会会長	
	市PTA連協代表	

役員選出

匝 瑳 市 社 会 教 育 委 員		東 総 社 会 教 育 委 員 連 絡 協 議 会 委 員	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
議 長		副 会 長	
副 議 長		理 事	
		理 事	
		監 事	
		理 事 (生涯学習課長)	

○匝瑳市社会教育委員に関する条例

平成 18 年 1 月 23 日

条例第 75 号

(設置)

第 1 条 市は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から匝瑳市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、10 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により教育委員会が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 17 日条例第 22 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○匝瑳市社会教育委員会会議運営規則

平成 18 年 1 月 23 日
教育委員会規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、匝瑳市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議に議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 5 条 会議は、議長が必要と認めるときに招集する。

2 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第 6 条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年度匝瑳市社会教育の基本方針

【個性豊かに学び、人々が輝くまちづくりをめざして】

「匝瑳市総合計画」において、教育・交流分野の基本目標が「個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる」と設定されています。このうち生涯学習部門においては「生涯学習・生涯スポーツの推進」「地域文化の振興」が重点施策として掲げられており、その遂行に向けて各種事業を積極的に推進していきます。

このための取り組みとして、匝瑳市全体の生涯学習拠点のひとつとして位置づけられている「匝瑳市生涯学習センター」を、より市民が活用しやすい施設となるよう、さまざまな生涯学習の機会を設け、市民の学習意欲に応えられる学習の場として一層の充実を図っていきます。市民のニーズの把握に努め、八日市場公民館と密接に連携しながら、生涯学習講座を開催し、相互補完的に推進するとともに積極的に生涯学習の情報発信を行います。

また、青少年健全育成活動の一環として、子ども会や青少年相談員と連携を行い、各種大会・通学合宿の開催や地域の自主活動をこれまで以上に育成・支援していきます。

さらに、近年特に必要かつ重要な課題となっている家庭教育支援を充実するため、幼児期・新入学児童・思春期の子どもを持つ保護者の皆さんを対象に、学習会・講演会の開催や親子がふれあえる体験事業等を実施するなど、家庭教育活動を積極的に支援し、家庭教育力の向上を図ります。

また、本市には歴史的建造物や、地域に根ざした祭など多くの有形・無形の文化財等が存在しています。これらを活用して歴史・文化に触れることのできる機会を提供することにより、地域の魅力や、ふるさつを見直すきっかけ作りを行っていきます。

生涯スポーツの推進として、八日市場ドーム・のさかアリーナ・野手浜総合グラウンド等を活用したスポーツ教室や各種大会等、また、ニュースポーツ・スポーツレクリエーションを積極的に開催します。

また、スポーツ施設の充実を目指し、新たに「パークゴルフ場」を整備することにより、生涯スポーツ活動への参加機会を充実させていきます。

市民が、「いつでも どこでも だれとでも」年齢に関係なくスポーツに親しむ環境を整備し、体力づくり・健康づくりを推進するとともに地域コミュニティへの発展にも繋げていきます。

※主な施策と内容※

1 社会教育の振興

- (1) 社会教育委員会議
- (2) 生涯学習体制の充実
八日市場公民館との連携強化による生涯学習講座の充実
- (3) 社会教育関係団体の育成
各種社会教育関係団体への助成（子ども会・発明クラブ・ボーイスカウト・ガールスカウト・PTA連絡協議会・文化会への助成）

2 学習機会の充実

- (1) 新しい学習課題への対応
生涯学習講座の多様な展開
高齢者教育の展開（寿大学の開講）
- (2) 社会人権教育の推進
各種事業、講座等を通じて、人権教育の展開
- (3) まちづくり出前講座
行政に関する情報や、制度等について、市職員が市民の希望する会場へ出向き「出前講座」として開催

3 青少年教育・家庭教育の充実 健全育成の推進

- (1) 青少年の奉仕活動・体験活動の推進
各種体験活動の開催・充実（青少年体験活動推進事業の展開）
通学合宿の実施・支援（フロンティア学寮等）
- (2) 青少年健全育成体制の充実
- (3) 子どもの読書活動の推進
八日市場図書館・のさか図書館を中心とした展開
匝瑳市子ども読書活動推進計画（策定中）に基づく推進
- (4) 家庭教育支援の充実
家庭教育学級・子育て講座の充実、子育て電話相談の実施

4 文化財の保護・活用と文化振興

- (1) 指定文化財の保存及び公開・活用
文化財を活用したイベントの開催（飯高檀林コンサート等）、文化財ボランティアガイドの育成（檀林大学の開講）、文化財の周知と文化財保護のPR
- (2) ふるさと自然散策道の管理
- (3) 八日市場文化会・野栄文化会への助成

5 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) スポーツ・レクリエーション推進体制の充実
匝瑳市体育協会への助成

- のさかスポーツクラブへの助成
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の促進
- スポーツ健康推進事業
- | | | | |
|-----------|---------|----------|-----|
| スポーツ教室の開催 | 小・中学生対象 | 8事業、一般対象 | 8事業 |
| 大会の開催等 | 小・中学生対象 | 9事業、一般対象 | 4事業 |
- 市民スポーツの普及・振興
- 千葉県東部五市体育大会の開催
- (3) スポーツ・レクリエーション施設の活用・整備
- 八日市場ドーム・のさかアリーナ施設の充実
- 野手浜総合グラウンドの積極的な活用
- 学校体育施設開放の促進
- パークゴルフ場の新設整備

6 学習環境の整備と活用の促進

- (1) 公民館・図書館の充実
- 公民館まつりの開催
- (2) 生涯学習センターの充実
- 生涯学習祭への後援（野栄総合支所で実施）
- 生涯学習センター施設の充実・整備